

報告第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理 由

平成 28 年度税制改正の大綱（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）において、平成 28 年 1 月 1 日からの一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、市民税等の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成 27 年 12 月 28 日

市川市長 大 久 保 博

市川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

市川市長 大 久 保 博

#### 市川市条例第 62 号

市川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

市川市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に 1 号を加える改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地）」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定中「及び個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第 131 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号又は」を削り、「住所及び氏名又は」を「住所及び」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。